

## 社会教育施設・社会体育施設及び文化施設の利用制限解除について

新型コロナウイルス感染症予防のため、5月31日（日）まで施設利用の制限や団体活動の自粛を要請していたが、今後、下記のとおり対応することとする。

### 1 社会教育施設・社会体育施設及び文化施設の利用制限は5月20日（水）に解除する。

#### (1) 社会教育施設（全24施設）

- ① 二本松中央公民館、二本松公民館、塩沢公民館、岳下公民館、杉田公民館、石井公民館、大平公民館、安達公民館、渋川公民館、上川崎公民館、下川崎公民館、岩代公民館、新殿公民館、旭公民館、東和公民館、木幡公民館、太田公民館、戸沢公民館（18施設）
- ② 二本松図書館、岩代図書館（2施設）
- ③ 二本松文化センター（二本松市民会館）、安達文化ホール、岩代総合文化ホール、東和文化センター（4施設）

#### (2) 社会体育施設（全27施設）

- ① 城山総合体育館、城山第二体育館、岳下体育館、あだたら体育館、石井体育館、大平体育館、安達体育館、岩代第二体育館、新殿体育館、旭体育館、東和第一体育館、東和第二体育館（12施設）
- ② 城山総合グラウンド、郭内公園グラウンド、岳公園グラウンド、安達運動場、安達野球場、岩代運動場、カントリーパークとうわ（7施設）
- ③ 城山庭球場、岳公園庭球場、岩代テニスコート（3施設）
- ④ 城山市民プール
- ⑤ 城山弓道場
- ⑥ 二本松屋内ゲートボール場
- ⑦ 総合射撃場
- ⑧ 阿武隈漕艇場

#### (3) 文化施設（全5施設）

- ① 歴史資料館
- ② 智恵子記念館
- ③ 大山忠作美術館
- ④ 地域文化伝承館
- ⑤ コンサートホール

### 2 スポーツ団体の活動自粛要請は5月20日（水）に解除する。

- ① スポーツ少年団
- ② 総合型地域スポーツクラブ

### 3 学校施設の開放は当面利用制限を継続する。

- ① 屋外運動場（グラウンド）
- ② 体育館